

引き続きご協力
をお願いします

「新しい生活様式の実践例」 みんなで取り組みましょう



新しい生活様式とは、新型コロナウイルス感染防止の三つの基本である▶身体的距離の確保▶マスクの着用▶手洗いの実施―や3密（密集、密接、密閉）を避けるなどを取り入れた新しい日常生活のことです。

感染症の拡大防止を図るため、みんなで「新しい生活様式」を実践しましょう。

【問い合わせ】本館新型コロナウイルス感染症対策室(☎29-5275)

一人一人の基本的感染対策

■感染防止策

▶人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける▶会話をする際は、可能な限り真正面を避ける▶外出時、屋内にいるときや会話をするとき、人との間隔が十分に取れない場合は、症状がなくてもマスクを着用する▶家に帰ったらまず手や顔を洗う。人混みの多



い場所に行った後は、できるだけすぐに着替え、シャワーを浴びる▶手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)

*高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする

■移動に関する感染対策

▶感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える▶発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も▶地域の感染状況に注意する

日常生活を営む上での基本的生活様式

▶まめに手洗い・手指消毒▶咳エチケットの徹底▶小まめに換気▶身体的距離の確保▶「3密」の回避(密集、密接、密閉)▶一人一人の健康状態に応じた運動や食事、禁煙

など、適切な生活習慣の理解・実行▶毎朝、体温測定と健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅療養

日常生活の各場面別の生活様式

■買い物

▶通販も利用▶1人または少人数で空いた時間に利用▶電子決済の利用▶計画を立てて素早く済ます▶展示品への接触は控えめに▶レジに並ぶときは、前後を空ける

■娯楽・スポーツなど

▶公園は空いた時間や場所を選ぶ▶筋トレやヨガは自宅で動画を活用▶ジョギングは少人数で▶すれ違うときは距離をとる▶予約制を利用してゆったりと▶狭い部屋での長居は避ける▶歌や応援は距離を取るかオンラインで

■食事

▶持ち帰りやデリバリーも利用する▶屋外空間で気持ちよく▶大皿は避けて、料理は個々に▶対面ではなく横並びに座ろう▶お

しゃべりは控えめに▶お酌や回し飲みは避ける

■公共交通機関の利用

▶会話は控えめに▶混んでいる時間は避ける▶徒歩や自転車の利用も併用する

■イベントなどへの参加

▶接触確認アプリの活用を▶発熱や風邪の症状がある場合は参加しない



働き方の新しいスタイル

▶テレワークやローテーション勤務▶時差通勤でゆったりと▶オフィスは広々と▶会

議はオンライン▶対面での打ち合わせは換気とマスク

飲食店などの
中小企業者が対象

地域企業感染症対策等支援事業費 補助金の申請を受け付け



県では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に取り組む県内の中小企業者などを対象に、店舗の改装やテークアウト、移動販売への業務転換を行う場合などに要する経費を支援します。

■対象 市内に事業所がある中小企業者など
※業種ごとに要件があります

■補助対象経費

区分	内容
店舗における感染症対策経費	空気換気設備導入や抗ウイルス塗料を用いた内装工事に要する経費など
飲食店における業務転換(テークアウト、移動販売など)経費	広告掲載やホームページ作成、宅配バイクリースに要する経費など
道路旅客運送業などにおける感染症対策経費	待合所の消毒作業や飛沫感染を防ぐための備品購入に要する経費など

■補助率 10分の10〔1店舗・事業所当たり10万円が限度(税抜き)〕
※店舗および飲食店における消耗品費は、1店舗・事業所当たり3万円が上限

■補助対象期間 4月1日～12月31日
※上記期間内に支払いが完了したものに限りです

■申請期限 令和3年1月10日(日)

■申請方法 申請書に必要事項を記入し、▶支出内容が確認できる書類▶口座通帳の写し▶申請者確認書類(個人事業主、法人、その他団体、中小企業者を構成員とする団体によって異なります)の写しを添えて、下記へ郵送で提出

*申請様式は、花巻商工会議所窓口に備え付けているほか、同会議所ホームページに掲載しています



花巻商工会議所
QRコード
ホームページ

【問い合わせ・申請】花巻商工会議所(〒025-0075 花城町10-27 ☎23-3381)

3年間の利子を全額補給 勤労者教育資金貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、教育資金を必要としている市内事業所勤務者を対象に、資金を貸し付けます。

■対象 次の要件を全て満たす人

▶市内に住所を有する20歳以上の人▶高校・大学などに進学または在学する親族で教育資金を必要としている人▶同一事業所に1年以上勤務し、前年の収入が150万円以上の人▶市税を完納している人

■貸付限度額 300万円

■貸付利率 年1.55%

※令和3年3月31日までに新規貸し付けした分は、市が3年間全額利子補給(担保・保証料不要)

■貸付期間 10年以内(据置期間あり)

※原則、在学期間内の据え置きです

■取扱金融機関 東北労働金庫花巻支店

【問い合わせ】
・融資に関すること…東北労働金庫花巻支店(☎23-6241)
・制度に関すること…本館商工労政課(☎41-3536)

担保・保証料不要 勤労者生活資金貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時・緊急に生活資金を必要としている市内事業所勤務者を対象に、資金を貸し付けます。

■対象 次の要件を全て満たす人

▶市内に住所を有する20歳以上の人▶本人または2親等以内の親族の収入の減少や支出の増加により生活資金を必要としている人▶同一事業所に1年以上勤務し、前年の収入が150万円以上の人▶市税を完納している人

■貸付限度額 50万円

■貸付利率(担保・保証料不要) 年1%

※5,000円を上限とした、関係団体による利子補給(担保・保証料不要)があります

■貸付期間 5年以内(据置期間1年以内)

■取扱金融機関 東北労働金庫花巻支店

【問い合わせ】
・融資に関すること…東北労働金庫花巻支店(☎23-6241)
・制度に関すること…本館商工労政課(☎41-3536)